

## 大阪市告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、オーパス・スポーツ施設情報システムに係る登録料、更新料、再発行料及び使用料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者の名称

株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム

代表取締役 澤田 英士

2 指定公金事務取扱者の所在地

大阪府中央区瓦町2丁目4番7号

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年3月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年3月1日

5 指定期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)